



平成 26 年 6 月 24 日

各 位

会 社 名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 掛川 隆
コード番号 6747 東証第 2 部
問合せ先 取締役 若林 秀和
TEL 045-822-7101

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 8 月 2 日付「当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてお知らせした、Virgin Atlantic Airways Limited(以下「VAA」といいます。)から平成 25 年 4 月 26 日付で当社に対して提起された訴訟(以下「本件訴訟」といいます。)について、平成 26 年 6 月 24 日付で和解契約(以下「本和解契約」といいます。)を締結しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 和解の相手方の概要

- (1) 商 号 : Virgin Atlantic Airways Limited 他
- (2) 所 在 地 : The Office, Manor Royal Crawley, West Sussex RH10 9NU, UK
- (3) 代 表 者 : 最高経営責任者(CEO) クレイグ・クリーガー
(日本における代表者 ニック・テイラー)

2. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

当社は、平成 25 年 4 月 26 日、VAA から、当社が製造し VAA が使用している航空機シートに関して英国高等法院(High Court of Justice)において損害賠償を求める本件訴訟の提起(訴状において請求金額は未確定とされておりました。)を受けました。他方、当社は、VAA が当社に対して損害賠償を請求する権利を有していない旨の確認判決を求める債務不存在確認請求訴訟(以下「本件債務不存在確認請求訴訟」といいます。)を、東京地方裁判所において提起しておりました。

当社は VAA からの請求について、その内容の妥当性を精査し、対応してまいりましたが、平成 26 年 6 月 24 日、原告である VAA らとの間で、下記 3 の内容の本和解契約を締結いたしました。本和解契約は、本件債務不存在確認請求訴訟についても併せて解決するものです。

これは、英国において本件訴訟が、また日本において本件債務不存在確認請求訴訟が係属しているところ、双方の訴訟の長期化による訴訟費用の増大及び人的資源の負担等を総合的に考慮した上で、本和解契約を締結することが双方にとって最善と判断したことによるものです。

3. 本和解契約の概要

- (1) 当社が VAA に対して、和解金 560 万ポンド(株式会社三菱東京 UFJ 銀行の平成 26 年 6 月 24 日午前 10 時 38 分現在の TTS 為替レートである 177.34 円/ポンドで換算した額約 9 億 9,300 万円)を支払う。
- (2) VAA は本件訴訟を、当社は本件債務不存在確認請求訴訟を取り下げる。

4. 今後の見通し

当社は、本件で支払うべき和解金額の全額について、既に損害賠償引当金として引当済であり、本件による当社の経営成績への影響はありません。

以 上